議案第76号

東近江市情報公開条例の一部を改正する条例の制定について

東近江市情報公開条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和４年11月29日提出

東近江市長　小　椋　正　清

東近江市情報公開条例の一部を改正する条例

東近江市情報公開条例（平成17年東近江市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第２条第２項中「現に」を削る。

第４条中「もの」を「者」に改める。

第５条の見出しを「（公開請求権）」に改め、同条中「対し、」の次に「当該実施機関の保有する」を加える。

第６条第１項各号列記以外の部分中「公文書の」を削り、同項第１号及び同条第２項中「もの」を「者」に改める。

第７条中「の公開を」を「を公開」に改め、同条第１号中「記述等」の次に「（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。以下同じ。）」を加え、同号ウ中「第２条第２項」を「第２条第４項」に、「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改め、同条第３号及び第４号を削り、同条第５号を同条第３号とし、同条第６号オを同号キとし、同号アからエまでを同号ウからカまでとし、同号にア及びイとして次のように加える。

ア　国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ

イ　犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ

第７条中第６号を第４号とし、第７号を削る。

第８条第１項ただし書中「有意な」を「有意の」に改める。

第９条の見出し中「公文書の」を「裁量的」に改め、同条中「（第７条第４号に該当する情報を除く。）」を削り、「の公開を」を「を公開」に改める。

第11条第２項中「、又は」を「及び」に、「公開しない旨」を「公開をしない旨」に改め、同条第３項を削る。

第12条第１項中「前条第１項及び第２項」を「前条各項」に、「15日」を「14日」に改め、同条第２項中「公開請求があった日から45日を限度として」を削り、「期間を」の次に「30日以内に限り」を加える。

第13条中「45日」を「44日」に、「、相当の」を「相当の」に改める。

第34条を第40条とする。

第33条を削る。

第32条の見出し中「情報提供」を「実施機関の保有する情報の提供に関する施策」

に改め、同条中「市長」を「市」に改め、「よう、」の次に「実施機関の保有する」を加え、同条を第39条とする。

第31条の見出し中「公文書の公開の実施」を「施行の」に改め、同条中「公文書の公開の実施状況」を「前項の報告を取りまとめ、各実施機関におけるこの条例の施行の状況の概要」に改め、同条を同条第２項とし、同条に第１項として次の１項を加える。

市長は、実施機関（市長を除く。）に対し、この条例の施行の状況について報告を求めることができる。

第31条を第38条とし、第30条を第37条とし、第29条を第36条とし、第28条の２を第35条とする。

第28条第１項中「かんがみ」を「鑑み」に改め、同条を第34条とし、同条の前に次の２条を加える。

（答申の尊重義務）

第32条　諮問庁は、審査会の答申を尊重しなければならない。

（規則への委任）

第33条　この条例に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第27条を第31条とする。

第26条の見出し中「審議」を「調査審議」に改め、同条中「審査会が」を「審査会の」に、「第21条第１項」を「第22条第１項」に、「審査の」を「調査審議の」に改め、同条を第30条とし、同条の前に次の２条を加える。

（委員による調査手続）

第28条　審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、第25条第１項の規定により提示された公文書を閲覧させ、同条第４項の規定による調査をさせ、又は第26条第１項本文の規定による審査請求人等の意見の陳述を聴かせることができる。

（提出資料の写しの送付等）

第29条　審査会は、第25条第３項若しくは第４項又は第27条の規定による意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の写し（電磁的記録にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるときその他正当な理由があるときは、この限りでない。

２　審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧（電

磁的記録にあっては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧）を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。

3　審査会は、第１項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧をさせようとするときは、当該送付又は閲覧に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

4　審査会は、第２項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

第25条を削る。

第24条中「不服申立人等」を「審査請求人等」に改め、同条を第27条とする。

第23条中「請求が」を「申立てが」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、審査会がその必要がないと認める場合は、この限りでない。

第23条に次の１項を加える。

2　前項本文の場合において、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

第23条を第26条とする。

第22条第１項中「前条第１項」を「第22条第１項」に、「審議」を「調査審議」に、「諮問実施機関」を「諮問庁」に改め、同条第２項中「諮問実施機関」を「諮問庁」に改め、同条第３項中「諮問実施機関」を「諮問庁」に、「し、又は」を「又は」に改め、同条第４項中「諮問実施機関」を「諮問庁」に、「、又は」を「又は」に改め、同条を第25条とし、同条の前に次の２条を加える。

（組織）

第23条　審査会は、委員５人以内をもって組織する。

（委員）

第24条　委員は、優れた識見を有する者その他適当と認める者のうちから市長が委嘱する。

2　委員の任期は、２年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3　委員は、再任されることができる。

4　委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が委嘱されるまで引き続きその職務を行うものとする。

5　市長は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認めるとき又は委員に

職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認めるときは、その委員を罷免することができる。

６　委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

第21条の見出し中「東近江市情報公開審査会」の次に「の設置」を加え、同条第１項中「第18条」を「第20条」に、「不服申立て」を「審査請求」に、「審議」を「調査審議」に改め、「ため」の次に「、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の４第３項の規定に基づき」を加え、同条第２項を次のように改める。

２　審査会は、前項の規定による調査審議を行うほか、情報公開に関する制度の運営に係る事項について、実施機関に建議することができる。

第21条第３項から第７項までを削り、同条を第22条とする。

第20条中「第14条第３項」を「第15条第３項」に改め、同条第２号中「に係る公開決定等」の次に「（公開請求に係る公文書の全部を公開する旨の決定を除く。）」を加え、「当該公開決定等」を「当該審査請求」に改め、同条を第21条とする。

第19条を削る。

第18条の見出しを「（東近江市情報公開審査会への諮問）」に改め、同条第１項中「実施機関は、」及び「行政不服審査法（平成26年法律第68号）による」を削り、「当該審査請求が明らかに不適法である場合又は当該審査請求に係る請求を全部認容する場合を除き、遅滞なく」を「当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き」に改め、同項に次の各号を加える。

(1)　審査請求が不適法であり、却下する場合

(2)　裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る公文書の全部を公開することとする場合（当該公文書の公開について反対意見書が提出されている場合を除く。）

第18条第２項を次のように改める。

２　前項の規定により諮問をした実施機関（以下「諮問庁」という。）は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

(1)　審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第４項に規定する参加人をいう。以下同じ。）

(2)　公開請求者（公開請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

(3)　当該審査請求に係る公文書の公開について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

第18条を第20条とし、同条の前に次の１条を加える。

（審理員による審理手続に関する規定の適用除外）

第19条　公開決定等又は公開請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第９条第１項ただし書の規定により、同項本文の規定は、適用しない。

第17条の見出しを「（公開請求に係る手数料等）」に改め、同条第１項中「この条例の規定に基づく公文書の」を削り、「公開」の次に「請求」を、「手数料」の次に「の額」を加え、同条第２項を次のように改める。

２　第16条第１項の規定による写しの交付（公開される公文書が電磁的記録である場合において実施機関が定める公開の方法として複製したもの又は出力したものの交付が定められているときは、複製したもの又は出力したものの交付。以下この項において同じ。）により公文書の公開を受ける者は、当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。当該写しの交付を送付により受ける場合における当該送付に要する費用についても、同様とする。

第17条を第18条とし、同条の前に次の１条を加える。

（他の法令等による公開の実施との調整等）

第17条　実施機関は、他の法令等の規定により、何人にも公開請求に係る公文書が前条第１項本文に規定する方法と同一の方法で公開することとされている場合（公開の期間が定められている場合にあっては、当該期間内に限る。）には、同項本文の規定にかかわらず、当該公文書については、当該同一の方法による公開を行わない。ただし、当該他の法令等の規定に一定の場合には公開をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

２　他の法令等の規定に定める公開の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条第１項本文の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

３　この条例の規定は、公文書のうち、法令の規定により行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）の規定が適用されないこととされている情報が記録されている部分については、適用しない。

第16条を削る。

第15条の見出し中「公文書の」を削り、同条第１項を削り、同条第２項中「、閲覧若しくは」を「閲覧又は」に、「、その種別」を「その種別」に改め、同項ただし書中「、その他」を「その他」に改め、同項を同条第１項とし、同条に次の３項を加える。

２　公開決定に基づき公文書の公開を受ける者は、実施機関が定めるところにより、当該公開決定をした実施機関に対し、その求める公開の実施の方法その他の実施機関が定める事項を申し出なければならない。

３　前項の規定による申出は、第11条第１項に規定する通知があった日から30日以内

にしなければならない。ただし、当該期間内に当該申出をすることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。

４　公開決定に基づき公文書の公開を受けた者は、最初に公開を受けた日から30日以内に限り、実施機関に対し、更に公開を受ける旨を申し出ることができる。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

第15条を第16条とする。

第14条第１項中「公開の請求」を「公開請求」に改め、「市、」を削り、「他の地方公共団体及び」を「地方公共団体、」に、「並びに請求者」を「及び公開請求者」に、「第19条及び第20条」を「第20条第２項及び第21条」に改め、同条第２項中「第11条第１項の決定（以下「公開決定」という。）」を「公開決定」に、「公開の請求」を「公開請求」に改め、同条第３項中「公文書の公開を実施」を「公開を実施」に改め、同条を第15条とし、同条の前に次の１条を加える。

（事案の移送）

第14条　実施機関は、公開請求に係る公文書が他の実施機関により作成されたものであるときその他他の実施機関において公開決定等をすることにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合において、移送をした実施機関は、公開請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

２　前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該公開請求についての公開決定等をしなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものとみなす。

３　前項の場合において、移送を受けた実施機関が第11条第１項の決定（以下「公開決定」という。）をしたときは、当該実施機関は、公開の実施をしなければならない。この場合において、移送をした実施機関は、当該公開の実施に必要な協力をしなければならない。

本則に次の１条を加える。

（罰則）

第41条　第24条第６項の規定に違反して秘密を漏らした者は、１年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

附　則

この条例は、令和５年４月１日から施行する。

提案理由

　個人情報の保護に関する法律が地方公共団体に適用されるに当たり、本市条例の一部を改正したく、本議案を提出するものである。